

○財務省告示第二百四十八号
國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年七月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

一 発行の根拠 法律及びその条項 振替法の適用等 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六回
二 利付国庫債券（五年）（第百十九回）
三 九条第一項及び第六十二条第一項
四 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
五 以下「振替法」という。」の規定
六 の適用を受けるものとし、その
七 振替機関は日本銀行とする。
八 価格を競争に付して行われる入
九 発行方法

六		五			
口	イ	ハ	口	イ	
	發			方 募	
札 非	入 価	行 争	非 者	特 国 札 非	入 価 法 入
發 競	札 格 行	入 価	・ 別 債	發 競	札 格 決
行 争	發 競	札 格 第 參 市 行 争		發 競 定	
入	行 争 額	發 競 I 加 場	入	行 争	の

でた条特万額発六億額発四う億額
 二利第別円面行十九面行十ち円面
 億付一會金し二千金し六、金
 六国項計額た条六額た条特額
 千債のにで利第百で利第別で
 八に規関九付一三二付一會二
 百つ定す百国項十兆国項計兆
 万いにる二債の五三債のに四
 円て基法億に規万千に規関千
 、づ律三つ定円六つ定す五
 額き第百いに、百いにる百
 面發四六て基同八て基法八
 金行十十はづ法十はづ律十
 額し六五、き第六、き第九

辻募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい
 非下額市
 価一を場
 格国定特
 競債め別
 争市る參
 入場も加
 札特の者
 発別にご
 行參よと
 一加るに
 とい者發応
 う第へ限
 一以度

十 口 イ 一 發	九 八 振 額 最 替 額 入 札 格 行 行 單 面 札 格 第 參 市 行 爭 格 日 位 金 發 競 I 加 場	七 ハ ロ イ 払 込 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 込 入 価 ・ 別 債 發 競 価 及 入 行 争 格 日
加 場 び 札 非 者 特 国 發 競 ・ 別 債 行 爭 第 參 市 及 入	入 価 發 札 格 行 行 發 競 價 及 入 行 爭 格 日	低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 金 發 競 I 加 場 入 行 爭 額
十 額 格 十 額 七 面 錢 金 額 以 百 円 に つ き 九 十 九 九 円 七	平 す 額 の 成 る の 記 二 。 整 載 法 十 數 又 六 倍 は 規 年 の 記 七 金 錄 月 額 ぞ き れ 九 十 三 日 も 額 口 の 面 七 価	五 万 千 円 三 百 八 十 九 億 四 千 九 百 十 五 百 二 億 六 百 三 百 三 十 八 万 三 千 六 百 四 十 三 百 五 千 八 百
	額 の 振 替 額 入 札 格 行 行 單 面 札 格 第 參 市 行 爭 格 日 位 金 發 競 I 加 場 入 行 爭 額	二 四 二 兆 四 三 千 七 百 三 百 五 千 三 十 三 億 五 百 八 百 百 百 四 十 三 百 五 千 八 百
		二 利 第 別 千 付 一 會 三 國 項 計 百 債 の 九 に 規 關 十 つ 定 す 五 い に る 億 て 基 法 円 ' づ 律 額 き 第 面 發 四 金 行 十 額 し 六

の 経 利 発 競 I
払 過 行 争 非
込 利 入 價
み 子 率 札 格

初
期
利
子

規下は払し払平
定、期た期成額け住よるがをじ額よに座も係
す次そが金と二一を発行時におい
る号の銀額し十所又算合居行金百算い記と所
期及翌行を、六得は出に住時額分出て載し得
日び當休支次年税外しは者にへのしは又て税
に第業業払の十の國た、又おた二た、は振が
つ十日日う算二税法金前はいだ十金前記替源
い六にに。式月率人額記外てし・額記録口泉
て号支当たに二をがに一国取、三か一さ座徵そ
同に払ただよ十乗適当の法得当一らのれ簿収の
じおうるしり日じ用該算入す該五当算る中さ利
。いへと、算をたを非式でる國を該式ものれ子
。て以き支出支。金受居にあ者債乗金にの口るに

(二) 年
号には、募入決定期に加えを
により規定期に通知
のとする。払込金額に通
額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{33}{365}$
セント

二十九八七六
二十十十十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二期
利期
子以

平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年
二大銀金三子、支六
二十臣行額十をそ払月
六か百一支の期二
年ら円年払日と十
七通に六う以し日
月知つ月。前、及
二をき二六各び
十三受百十月支十
日け円日間払二
た者に期月
に属に二
すお十

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$